

財理第4340号

平成17年12月1日

日本銀行総裁殿

財務大臣 谷垣 禎一

個人向け国債の中途換金に係る買取りにおける  
買入代金の計算方法等について

個人向け国債の発行等に関する省令（平成14年財務省令第68号。以下「省令」という。）第6条第5項及び省令第7条第4項に規定する個人向け国債の中途換金に係る買取りにおける買入代金の計算方法等については、下記の方法による処理方お取り計らい願いたい。

なお、「個人向け国債の中途換金に係る買取りにおける買入代金の計算方法等について」（平成15年3月10日付財理第857号）は、廃止する。

記

1 買入代金の計算

中途換金に係る買取りにおける買入代金は、各個人向け国債につき、額面金額に、（1）の計算による経過利子相当額を加えた金額から、（2）の計算による中途換金調整額を減じた金額とする。

（1）経過利子相当額の計算

イ 省令第6条第1項第1号に規定する個人向け国債に係る経過利子相当額の計算は、以下の区分に応じた計算式により算出した金額とする。

（イ）中途換金に係る買取りが当該個人向け国債の第2期利子支払期以後において行われる場合

$$\text{経過利子相当額} = \left( \frac{\text{中途換金日の適用利率} \times \text{直前の利子支払期から中途換金日までの日数}}{365} \right) \times \frac{\text{額面金額}}{100}$$

(ロ) 中途換金に係る買取りが当該個人向け国債の初期利子支払期から第2期利子支払期前までの間において行われる場合

$$\text{経過利子相当額} = \left( \frac{\text{第2期利子の適用利率} \times \text{初期利子支払期から中途換金日までの日数}}{365} \right) \times \frac{\text{額面金額}}{100}$$

(ハ) 中途換金に係る買取りが当該個人向け国債の初期利子支払期前までにおいて行われる場合

$$\text{経過利子相当額} = \left( \frac{\text{初期利子の適用利率} \times \text{発行日から中途換金日までの日数}}{365} \right) \times \frac{\text{額面金額}}{100}$$

ロ 省令第6条第1項第2号に規定する個人向け国債に係る経過利子相当額の計算は、以下の区分に応じた計算式により算出した金額とする。

(イ) 中途換金に係る買取りが当該個人向け国債の初期利子支払期以後において行われる場合

$$\text{経過利子相当額} = \left( \frac{\text{利率} \times \text{直前の利子支払期から中途換金日までの日数}}{365} \right) \times \frac{\text{額面金額}}{100}$$

(ロ) 中途換金に係る買取りが当該個人向け国債の初期利子支払期前までにおいて行われる場合

$$\text{経過利子相当額} = \left( \frac{\text{利率} \times \text{発行日から中途換金日までの日数}}{365} \right) \times \frac{\text{額面金額}}{100}$$

(注1) 「中途換金日」とは、当該中途換金に係る個人向け国債を買入れる日をいう。

(注2) 「中途換金日の適用利率」、「第2期利子の適用利率」、「初期利子の適用利率」及び「利率」は、年利建パーセント単位とする。

(注3)「直前の利子支払期から中途換金日までの日数」、「初期利子支払期から中途換金日までの日数」及び「発行日から中途換金日までの日数」については、片端入れとする。

(注4)中途換金日が利子支払期と同日となる場合には、零とする。

(注5)( )内は、小数点以下第7位まで算出し、第8位以下を切り捨てる。

(注6)計算した結果において、円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、1円に満たない場合には零とする。

## (2) 中途換金調整額の計算

イ 省令第6条第1項第1号に規定する個人向け国債に係る中途換金調整額の計算は、以下の区分に応じた計算式により算出した金額とする。

(イ)中途換金に係る買取りが当該個人向け国債の第2期利子支払期以後において行われる場合

$$\begin{aligned} \text{中途換金調整額} = & \text{額面金額} \times \frac{\text{中途換金日の直前の適用利率}}{100} \times \frac{1}{2} \\ & + \text{額面金額} \times \frac{\text{中途換金日の直前の直前の適用利率}}{100} \times \frac{1}{2} \end{aligned}$$

(ロ)中途換金に係る買取りが当該個人向け国債の初期利子支払期から第2期利子支払期前までの間において行われる場合

$$\begin{aligned} \text{中途換金調整額} = & \text{額面金額} \times \frac{\text{初期利子の適用利率}}{100} \times \frac{1}{2} \\ & + \left( \frac{\text{第2期利子の適用利率} \times \text{初期利子支払期から中途換金日までの日数}}{365} \right) \times \frac{\text{額面金額}}{100} \end{aligned}$$

(ハ)中途換金に係る買取りが当該個人向け国債の初期利子支払期前までにおいて行われる場合

$$\text{中途換金調整額} = \left( \frac{\text{初期利子の適用利率} \times \text{発行日から中途換金日までの日数}}{365} \right) \times \frac{\text{額面金額}}{100}$$

□ 省令第6条第1項第2号に規定する個人向け国債に係る中途換金調整額の計算は、以下の区分に応じた計算式により算出した金額とする。

(イ) 中途換金に係る買取りが当該個人向け国債の第4期利子支払期以後において行われる場合

$$\begin{aligned}
 \text{中途換金調整額} = & \text{額面金額} \times \frac{\text{利率}}{100} \times \frac{1}{2} \\
 & + \text{額面金額} \times \frac{\text{利率}}{100} \times \frac{1}{2} \\
 & + \text{額面金額} \times \frac{\text{利率}}{100} \times \frac{1}{2} \\
 & + \text{額面金額} \times \frac{\text{利率}}{100} \times \frac{1}{2}
 \end{aligned}$$

(ロ) 中途換金に係る買取りが当該個人向け国債の第3期利子支払期から第4期利子支払期前までの間において行われる場合

$$\begin{aligned}
 \text{中途換金調整額} = & \text{額面金額} \times \frac{\text{利率}}{100} \times \frac{1}{2} \\
 & + \text{額面金額} \times \frac{\text{利率}}{100} \times \frac{1}{2} \\
 & + \text{額面金額} \times \frac{\text{利率}}{100} \times \frac{1}{2} \\
 & + \left( \frac{\text{利率} \times \text{第3期利子支払期から中途換金日までの日数}}{365} \right) \times \frac{\text{額面金額}}{100}
 \end{aligned}$$

(ハ) 中途換金に係る買取りが当該個人向け国債の第2期利子支払期から第3期利子支払期前までの間において行われる場合

$$\begin{aligned}
 \text{中途換金調整額} = & \text{額面金額} \times \frac{\text{利率}}{100} \times \frac{1}{2} \\
 & + \text{額面金額} \times \frac{\text{利率}}{100} \times \frac{1}{2} \\
 & + \left( \frac{\text{利率} \times \text{第2期利子支払期から中途換金日までの日数}}{365} \right) \times \frac{\text{額面金額}}{100}
 \end{aligned}$$

(二)中途換金に係る買取りが当該個人向け国債の初期利子支払期から第2期利子支払期前までの間において行われる場合

$$\begin{aligned} \text{中途換金調整額} = & \text{額面金額} \times \frac{\text{利率}}{100} \times \frac{1}{2} \\ & + \left( \frac{\text{利率} \times \text{初期利子支払期から中途換金日までの日数}}{365} \right) \times \frac{\text{額面金額}}{100} \end{aligned}$$

(ホ)中途換金に係る買取りが当該個人向け国債の初期利子支払期前までにおいて行われる場合

$$\text{中途換金調整額} = \left( \frac{\text{利率} \times \text{発行日から中途換金日までの日数}}{365} \right) \times \frac{\text{額面金額}}{100}$$

(注1)「中途換金日」とは、当該中途換金に係る個人向け国債を買入れる日をいう。

(注2)中途換金日が利子支払期と同日となる場合には、中途換金日の適用利率が「中途換金日の直前の適用利率」となり、中途換金の直前の適用利率が「中途換金の直前の直前の適用利率」となる。

(注3)「中途換金日の直前の適用利率」、「中途換金日の直前の直前の適用利率」、「第2期利子の適用利率」、「初期利子の適用利率」、「中途換金日の適用利率」及び「利率」は、年利建パーセント単位とする。

(注4)「第3期利子支払期から中途換金日までの日数」、「第2期利子支払期から中途換金日までの日数」、「初期利子支払期から中途換金日までの日数」及び「発行日から中途換金日までの日数」については、片端入れとする。但し、中途換金日が利子支払期と同日となる場合には、その日数は零とする。

(注5) ( )内は、小数点以下第7位まで算出し、第8位以下を切り捨てる。

(注6)イの(イ)及び(ロ)並びにロの(イ)、(ロ)、(ハ)及び(ニ)については、加算する前のそれぞれの算式により算出した結果において、円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、1円に満たない場合には零とする。

また、イの(ハ)及びロの(ホ)については、計算した結果において、円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、1円に満たない場合には零とする。

## 2 中途換金に係る買入代金等の報告

日本銀行は、中途換金に係る買取りを行おうとする場合には、中途換金日の前営業日

業日までに、中途換金明細表を作成し、財務大臣あてに提出するものとする。

### 3 個人向け国債の顧客による払込不履行の取扱い

- (1) 顧客による払込不履行（各取扱機関において、顧客の真にやむを得ない事情により、日本銀行に報告した応募額の一部又は全部につき顧客からの代金払込みが受けられないことをいう。）により、取扱機関が保有することとなった個人向け国債については、当該個人向け国債の発行日以降、遅滞なく、当該取扱機関から国債整理基金が買入れることとする。
- (2) 国債整理基金が当該個人向け国債を買入れる買入代金の計算方法は、上記1（買入代金の計算）と同様とする。
- (3) 上記（1）により、取扱機関から国債整理基金が買入れた個人向け国債の額面金額は、当該取扱機関に支払われる募集発行事務取扱手数料における募集取扱額から、除くこととする。